

平成30年関東倶楽部対抗新潟第1会場予選競技 組み合わせ及びスタート時間表

(参加者 17倶楽部・102名)

期日：5月22日(火)

場所：下田城カントリー倶楽部

(18ホール・ストロークプレー)

(一社)関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

Aクラス

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	宇佐美 邦男	大新潟・出雲崎	高野 政俊	大新潟・三条	眞嶋 吉一	石地シーサイド		
2	8:09	和田 初雄	津川	野澤 順司	中条	白 源勇	ヨネックス	秋山 錦也	柏崎
3	8:18	古城 勝彦	下田城	布施 徹	妙高	山口 昭夫	妙高高原	三母 英二	日本海
4	8:27	服部 秋男	ノーブルウッド	伊部 和弘	笹神五頭	小山 昭男	妙高サンシャイン	齋藤 満寿美	新津
5	8:36	下妻 登司衛	新発田城	野上 文範	小千谷	星野 英隆	大新潟・出雲崎	関矢 勝	石地シーサイド
6	8:45	新田 鐘大	妙高	山田 直喜	柏崎	磯野 隆	中条	新村 照平	日本海
7	8:54	加藤 政彦	笹神五頭	東條 和夫	新津	斉木 稔	小千谷	外山 政廣	大新潟・三条
8	9:03	佐藤 俊明	妙高高原	白 源正	ヨネックス	高橋 憲介	下田城	菅原 誠	津川
9	9:12	横田 雅一	妙高サンシャイン	川口 悦夫	ノーブルウッド	本間 勝	新発田城	金田 東懼	大新潟・出雲崎
10	9:21	高野 亮一	柏崎	小池 英行	津川	堀越 茂	妙高高原	塩田 義行	笹神五頭
11	9:30	村本 清治	新発田城	丸山 勉	大新潟・三条	津野 樹志	中条	山田 克明	下田城
12	9:39	吉井 光憲	日本海	小林 盛世	妙高サンシャイン	高橋 好一	小千谷	北村 和秋	石地シーサイド
13	9:48	小川 耕三	ヨネックス	高村 伸吾	妙高	宍戸 英明	ノーブルウッド	佐藤 光明	新津

10番よりスタート

Bクラス

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
14	8:00	中村 猛	大新潟・出雲崎	渡邊 秀吉	中条	渡邊 宏治	妙高		
15	8:09	羽賀 伸久	笹神五頭	田村 敏明	小千谷	大桃 祐介	大新潟・三条	七里 直樹	ヨネックス
16	8:18	鈴木 光夫	妙高高原	竹内 政宏	妙高サンシャイン	長谷川 剛広	石地シーサイド	天野 淳一	柏崎
17	8:27	小日向 睦	新津	目黒 学	日本海	狩谷 謙治	津川	田崎 尚志	下田城
18	8:36	野田 富勝	ノーブルウッド	川崎 治	新発田城	伊東 芳明	大新潟・出雲崎	小宮山 浩二	ヨネックス
19	8:45	渡辺 泰一郎	日本海	羽竜 淳	新発田城	和泉 吉郎	大新潟・三条	小林 正典	柏崎
20	8:54	梶堀 治	石地シーサイド	佐藤 秀明	小千谷	佐藤 彰城	ノーブルウッド	宇佐美 博昭	下田城
21	9:03	竹田 裕司	妙高	光根 龍	津川	吉川 一夫	笹神五頭	岡庭 篤	妙高サンシャイン
22	9:12	佐藤 祐二	中条	今井 圭介	妙高高原	井上 哲也	新津	青柳 敏夫	大新潟・出雲崎
23	9:21	中村 直人	柏崎	赤井田 和幸	笹神五頭	神保 雅人	大新潟・三条	諸橋 陽介	下田城
24	9:30	水澤 純	妙高サンシャイン	丸田 淳	石地シーサイド	藤田 高彦	妙高	朝倉 裕治	新津
25	9:39	石川 徳幸	津川	金子 雄一	妙高高原	木島 拓人	新発田城	戸松 彰	中条
26	9:48	星野 泰幸	小千谷	小林 宏幸	ヨネックス	永田 礼義	日本海	上山 雄一	ノーブルウッド

競技委員長 豊泉幸夫

平成 30 年 関東倶楽部対抗新潟第 1 会場予選競技

開催日 : 5 月 22 日(火)

開催コース : 下田城カントリー倶楽部

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「2 打」とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. ウォーターハザード、ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)
ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
3. 修理地(規則 25-1)
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。
パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。
4. 動かさない障害物(規則 24-2)
 - (a) 排水溝
 - (b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - (c) 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)
 - (d) フェアウェイにある吹き流しを立てるホールカップ
 - (e) 6 番及び 17 番ホールにある枕木
5. バンカー内の石
付属規則 I(A)3f を適用する(ゴルフ規則 164 ページ参照)。
6. コースと不可分の部分
ウォーターハザード内にある人工の壁や杭でできた構造物。
7. 地面にくい込んでいる球の救済
付属規則 I(A)3a を適用する(ゴルフ規則 160 ページ参照)。
8. 電磁誘導カート用の 2 本のレール
電磁誘導カート用の 2 本のレールは、全幅をもってプレー禁止の修理地とする。ただし、スタンスのみが障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。
9. ホールとホール間の白杭
1 番、2 番、3 番ホールと 17 番ホール、3 番と 8 番ホール、10 番と 11 番ホール、10 番と 18 番ホール、12 番と 15 番ホール及び 13 番と 14 番ホール間の白杭を結ぶ線を越えていった球は、球が白杭を結ぶ線の向こう側のコース上に止まっている場合でも、アウトオブバウンズの球とする。
10. 指定ドロップ区域
15 番ホール右側のラテラル・ウォーターハザードに球が入った場合、プレーヤーは 1 罰打を付加し、最も近い指定ドロップ区域に球をドロップすることができる(付属規則 I(A)6 を適用する。ゴルフ規則 173 ページ参照)。
11. 15 番と 16 番ホール間のウォーターハザード内にある赤い紐は、本競技には適用しない。
12. パッティンググリーン上で球が偶然に動かされること
規則 18-2, 20-1 は以下の通りに修正される。
プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーまたはキャディーや携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その球やボールマーカーはリプレースされなければならない。このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。
注: パッティンググリーン上の球が風、水あるいは重力などの他の自然現象の結果として動かされたものと判断された場合、その球はその新しい位置からあるがままの状態プレーされなければならない。また、そのような状況で動かされたボールマーカーはリプレースしなければならない。

13. 規則 6-6d 例外の修正

どのホールであっても、プレーヤーがスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに 1 打または複数の罰打を含めなかったために、真実より少ないスコアを提出していた場合、そのプレーヤーは競技失格とはならない。このような状況では、そのプレーヤーは該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則 6-6d に違反したことに対する追加の罰はない。該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。

14. 距離計測機器

プレーヤーは距離計測機器の使用によって距離の情報を得ることができる。正規のラウンド中にプレーヤーのプレーに影響する可能性のある他の条件(例えば、標高変化、風速など)を計測するために距離計測機器を使用した場合、プレーヤーは規則 14-3 の違反となる。

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT	
Yards(Aクラス)	397	182	406	541	340	397	165	341	472	3241	
Yards(Bクラス)	417	182	428	564	340	420	192	366	505	3414	
Par	4	3	4	5	4	4	3	4	5	36	
	10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
	408	167	386	553	158	344	349	423	505	3293	6534
	437	189	410	575	181	365	359	439	523	3478	6892
	4	3	4	5	3	4	4	4	5	36	72

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I(B)1a』を適用する(ゴルフ規則 176 ページ参照)。

4. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I(B)1b』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

5. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

6. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

険悪な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。

(3) プレーの中断と再開の合図について

プレーの即時中断 : 1 回の長いサイレン

プレーの中断 : 連続する 3 回の短いサイレン(繰り返し)

プレーの再開 : 2 回の短いサイレン(繰り返し)

と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

7. 練習

ホールとホールの間での練習を禁止する(規則 7-2 注 2)『付属規則 I(B)5b』(ゴルフ規則 181 ページ参照)。

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーのキャディーの使用は禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I(B)2』を適用する(ゴルフ規則 179 ページ参照)。なお、プレー形式は共用の乗用カートを使用したセルフプレーとする。

9. スコアカードの提出(裁定 6-6c/1)

スコアリングエリア方式を採用する。

10. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

- 1 台の乗用カートを共用する場合は、そのカートとカート上の全ての物は、球との関連で問題が生じた場合、その球の持ち主であるプレーヤーの携帯品とみなす。ただし、共用しているプレーヤーの 1 人がこれを動かしている時は、そのカートとカート上の全ての物はそのプレーヤーの携帯品とみなす。
- 競技の条件 5 項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
- 競技委員会は規則 33-7 に基づき、すべての競技関係者、ギャラリーへの暴言等を含めエチケットの重大な違反があったプレーヤーを競技失格とすることができる。
- J アラート(全国瞬時警報システム)や緊急速報メール等により緊急情報が伝えられた場合はプレーの即時中断とします(競技の条件 6 項参照)。

競技委員長 豊泉幸夫